

開催年月日	平成29年12月8日(金)	
質問者	日本共産党	菊地 葉子 委員
答弁者	農政部長	小野塚 修一
	生産振興局長	宮田 大
	農業経営局長	渡邊 頭太郎
	農産振興課長	桑名 真人
	畜産振興課長	山口 和海

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>一 国際貿易交渉の影響等について (一) 国際貿易交渉について 日EU・EPAの大枠合意、また11か国によるTPPの大筋合意。国民生活に重大な影響を与える国際貿易交渉ですが、政府は必要な情報を提供しないまま進めているというふうに考えています。 道民生活、とりわけ北海道農業への影響についてどう捉え、どのような対策を講じようとしているのか、はじめにお伺いいたします。</p> <p>(二) 酪農への影響について 今、御答弁いただきましたけども、大きな懸案材料のひとつは、関税撤廃などでチーズの輸入増大が考えられることです。バターやチーズなどの加工原料が生乳生産量の8割を占めている北海道にとっては、影響は甚大です。生乳加工品への影響について、道はどのような認識なのかお伺いします。</p> <p>(三) 生乳加工品対策について 国産チーズ向け対策は、高品質化・ブランド化だけで間に合うのかという懸念があります。欧州乳製品の地理的表示を保護した場合の影響はないのか。対策が不十分であれば、北海道の生乳が行き場を失う結果となりかねません。道内酪農への打撃を最小限に抑えるために、どのような対策が必要と考える</p>	<p>(農業経営局長) 日EU・EPAやTPPによる影響などについてありますが、日EU・EPAの大枠合意については、例えば、豚肉の低価格部位の輸入増加による国産価格の低下や、ソフト系チーズの輸入の増加による道内農家チーズ等への影響などを懸念しているところでございます。 また、11か国によるTPPの大筋合意につきまして、現在、本道農業への影響などの精査を進めているところでございますが、今回、農産物の関税など物品アクセスにつきましては、当初の協定の合意内容が基本的に維持されましたことから、乳製品や牛肉・豚肉、畑作物等の関税の撤廃や削減などによる本道農業への影響が懸念されるところでございます。 こうしたことを踏まえまして、道といたしましては、日EU・EPAやTPP等を踏まえた新たな国際環境下におきましても、体質強化対策や経営安定対策の充実などによりまして、競争力のある力強い農業づくりを進めていく必要があるものと考えております。</p> <p>(畜産振興課長) 乳製品への影響についてであります。日EU・EPAやCPTPPの発効により、チーズやバターなどの乳製品の関税が削減されることに伴い、安価な乳製品の輸入が増加することが考えられ、需給緩和と国産品の価格の低下が懸念されるところであります。 特に、日EU・EPAでは、直接消費されるソフト系チーズについても関税が段階的に撤廃されることとなりましたので、ソフト系チーズを主体とする道内の小規模工場のチーズは、価格や品質面で競合する可能性の高いフランスやイタリア産の高級チーズとの競争が激しくなることが懸念されるところでございます。 こうしたことから、道としましては、この度、国が改訂した「総合的なTPP等関連政策大綱」に盛り込まれました国産チーズ等の競争力強化や需要の確保などに向けた施策の効果的な活用のほか、チーズ工房のHACCP対応も含めた品質向上対策や、道産チーズの利用促進に向けたPR活動、地域ブランド化の推進といったチーズなど乳製品の競争力強化につながる対策に積極的に取り組んでまいりたいと考えています。</p> <p>(生産振興局長) 本道酪農への影響を最小限に抑えるための対策についてですが、いわゆるGI制度は、農産品のブランド力の強化や販路拡大を推進する上で重要であります。日本がEUの農産品をGIとして登録した場合、その名称を付けた国内の商品を販売できなくなりますことから、道では、「カマンベールチーズ」などといった既に一般</p>

か、具体策を示していただきたいと思ひます。

(四) パスタ関税の影響について

パスタ関税の影響についても伺ひます。

北海道は小麦の国内生産量の3分の2を占めてい
ます。

日E A・E P Aでは、ヨーロッパからのパスタや
お菓子などの小麦製品の関税が、今後、段階的に引
き下げられることになりますが、税収の減少も含め
て、道内小麦生産者への影響について、どのように
捉えているか、お尋ねいたします。

(五) 国への要望について

さまざまな対策をとりながら、また、競争力を高
めていくと言っていますけれども、結局、食料自給
率が低下していくということは北海道経済の疲弊に
直結します。国に対して予算の裏付けを伴った対策
と情報公開をしっかりと求めるということを要求し
ておきます。

また、道としても必要な対策を更に取りまとめる
必要があると考えますが、これら十分な対策がとれ
ないのであれば、国際貿易交渉からは撤退すること
も国に求めるべきと考えますが、いかがかお伺ひ
いたします。

ご答弁をいただいたんですが、例えば国がマーク
アップ事業ですね、これに対する対策等を打ち出し
ていますけれども、現場の生産者の懸念というのは
払拭されていない状況にあります。国際貿易交渉の
展開では、知事も緊張感を持って対処していきたい
というようにこの間、お話されております。

こうした問題について、是非、知事の所見もお伺
ひしたいと思ひますので、委員長においてはそのよ
うにお取りはからいをお願いいたします。

的となっている名称については、対象外とするように、
国に対して要請しているところだす。

また、「総合的なTPP等関連政策大綱」におきまして
は、国産チーズ等の競争力強化や需要の確保等に向け
た取組に加えまして、畜産クラスター事業の拡充や草
地の大区画化、自給飼料の一層の生産拡大・高品質化
などによる体質強化対策、経営安定・安定供給のため
の施策の充実が盛り込まれておりまして、道としまし
ては、こうした施策を効果的に活用しながら、新たな
国際環境の下でも、本道酪農が持続的に発展していけ
ますよう、生産現場の体質強化や生産性・付加価値の
向上、マーケティング力の強化などを進め、その競争
力の強化に努めてまいる考えだす。

(農産振興課長)

小麦製品の関税引下げの影響についてであります
が、国では、今般の日E U・E P Aにおけるパスタや菓子等
の関税撤廃等に関して、国境措置の整合性確保の観点か
ら、パスタなどの原料となる小麦のマークアップの実質
的撤廃・引下げを行うとしたところだございます。

このマークアップの実質的撤廃・引下げにより、国産
小麦の価格下落や経営所得安定対策の財源の減少が懸念
されることから、道といたしましては、小麦生産者が今
後とも安心して営農に取り組んでいけるよう、体質強化
対策や経営安定対策の充実・強化と必要な予算の確保
を、国に強く求めてきているところであり、それらの施
策を効果的に活用しながら、本道の基幹作物である小麦
の生産振興に努めてまいる考えだございます。

(農政部長)

国際貿易交渉の影響等に関し、必要となる対策につ
いてでございますが、日E U・E P Aの大枠合意や11か国
によるTPPの大筋合意を踏まえ、道においては、新た
な国際環境下にあっても、我が国における食料の安定供
給を担い、地域の経済を支える本道農業が持続的に発展
していけるよう、国に対し、合意内容や影響などにつ
いての迅速かつ丁寧な説明はもとより、体質強化対策や
経営安定対策、チーズ等の乳製品や原料作物に関する
対策など、万全な対策を強く求めてきたところだござ
います。

このような中、本年11月、国においては、畜産クラ
スター事業や産地パワーアップ事業等の体質強化対策、
牛・豚マルキン事業等の経営安定対策、さらに国産チ
ーズ等の競争力を高めるための対策などを内容とする
総合的なTPP等関連政策大綱を取りまとめたところだ
ございます。

道では、大綱に盛り込まれた対策が確実に実行され、
本道農業の再生産が可能となるよう、必要な予算の
確保などについて、一昨日も、農政委員長、副委員長
とともに、国に強く求めてきたところであり、道といた
しましても、農業生産を支える基盤づくりなど、積極
的な施策の展開に努めてまいる考えだございます。